

## 弘前市公共下水道の区域外流入に関する取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、弘前市下水道条例(平成18年条例第172号。以下「条例」という。)第37条の規定に基づき、弘前市の公共下水道事業計画で定めた区域(以下「事業区域」という。)外の区域から公共下水道に汚水を排除する(以下「区域外流入」という。)場合の許可基準等について、必要な事項を定めるものとする。

### (許可基準)

第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に該当する場合、区域外流入の許可をすることができる。

- 1 汚水を排除しようとする対象の土地が、原則として事業区域の道路に面していること、又は事業区域間に挟まれた道路に面していること。
- 2 汚水を原則として自然流下により公共下水道に流入させることができること。
- 3 排除しようとする汚水の量が、公共下水道施設の構造及び維持管理に影響を与えない範囲内であること。
- 4 排除しようとする汚水の水質が、下水道法(昭和33年法律第79号)、条例及び関係法令等(以下「法令等」という。)の基準に適合しているものであること。

### (許可申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、弘前市公共下水道区域外流入許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- 2 区域外流入に当たり、申請者が公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設(これを補完する公共ます及び取付管等を含む。以下「排水施設等」という。)を設けるときは、法令等に基づく行為の許可申請書の写しを前項の許可申請書に添付して、管理者に提出しなければならない。

### (許可の決定通知)

第4条 管理者は、前条第1項の規定により申請を受けたときは、内容を審査して、その適否を決定し、弘前市公共下水道区域外流入許可(変更)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (協力金の納付)

第5条 前条の規定により区域外流入の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、下水道事業協力金(以下「協力金」という。)を市に納付するものとする。

- 2 協力金の額は、弘前都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例(平成18年弘前市条例第173号)に規定する受益者負担金に相当する額(以下「受益者負担金相当額」という。)から、前納報奨金(賦課年度の6月16日までに五箇年分の受益者負担金を一括納付した場合に交付されることとなる報奨金をいう。)に相当する額を控除した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用者が次条第1項の管理者が指定する期日までに協力金を納付しない場合、又は同条第2項の規定により管理者が協力金を後日納付させる場合は、受益者負担金相当額をもって協力金の額とする。

4 前2項の規定により受益者負担金相当額を算定する場合は、弘前市下水道事業受益者負担金に関する減免基準(平成29年10月1日施行)を適用する。

(協力金の納付方法)

第6条 使用者は、協力金を管理者が指定する期日までに一括して納付するものとする。

2 管理者は、特別の事情があると認めるときは、使用者から誓約書の提出を求めた上で、協力金を後日納付させることができる。

(工事の実施等)

第7条 使用者は、排水施設等並びに公共ますに接続する排水管及び排水渠(以下「排水設備等」という。)の工事を実施するに当たっては、法令等の規定を遵守するものとする。

2 使用者は、前項の工事に要する費用を全額負担するものとする。

(完了検査)

第8条 使用者は、排水施設等及び排水設備等の工事が完了した後は、速やかに管理者に届けて、その完了検査を受けるものとする。

(寄附)

第9条 使用者は、完了検査後は、速やかに排水施設等を市に寄附するものとする。

2 前項の規定による排水施設等の寄附に当たっては、工事に関わる設計内訳を提出するものとする。

(法令等の遵守)

第10条 使用者は、公共下水道に汚水を排除するに当たっては、法令等の規定を遵守するものとする。

(事業区域編入に伴う受益者負担金)

第11条 第5条の規定により納付された協力金に係る土地が事業区域に編入された場合、当該土地に対する受益者負担金は、これを免除するものとする。

(変更等の届出)

第12条 使用者は、区域外流入の許可決定後に申請内容を変更しようとするときは、事前に弘前市公共下水道区域外流入変更許可申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、区域外流入の許可決定後に申請を取り下げしようとするときは、弘前市公共下水道区域外流入許可申請取下書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(変更許可等の決定通知)

第13条 管理者は、前条第1項の規定により申請を受けたときは、内容を審査して、その適否を決定し、弘前市公共下水道区域外流入許可(変更)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 管理者は、前条第2項の規定により取下げを受けたときは、弘前市公共下水道区域外流入許可取下受理通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(委 任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日(以下、「施行日」という)の前日までに、弘前市公共下水道の区域外流入に関する取扱要綱(令和3年3月30日弘前市上下水道部告示第3号。以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規定の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、旧要綱の規定により交付された弘前市公共下水道区域外流入許可決定通知書は、施行日以後においても、この要綱に規定する証票とみなす。